

広島県告示第百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月一日

広島県知事 湯崎英彦

所在 地	土 砂 災 害 警 戒 区 域	区域の名称	行 膝 下 二 五 六 一 一
広島県府中市行膝町及び神石郡神石高原町階見地内	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	崩壊急傾斜地の
表 区 域 示 の	表 区 域 示 の	次の図のとおり	次 の 図 の と お り
土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	区域の名	行 膝 下 二 五 六 一 一	行 膝 下 二 五 六 一 一
土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の
号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で政行進災域る条の表二示で定令令に害等土砂二示め第平す止お災項及る事十成る對け害にび項四十法策る警規法	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。